（資料１）
令 和 ７ 年 ２ 月 ６ 日

狛江市教育委員会教育部
図書館長　　細川　浩光　様

狛江市立図書館協議会
委員長　　小刀稱　進

こまえ電子図書館の利用促進について（答申）

令和６年６月６日付け狛教教図発第 000023 号により諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

はじめに～こまえ電子図書館の概要について～

こまえ電子図書館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民の利便性向上に向け、図書館に来館しなくても書籍の貸出しが可能なサービスとして、令和２年６月 10 日に開館した。貸出対象は市内在住・在勤・在学で図書貸出券を所有している者とし、貸出冊数は１人２点までとしている。

ジャンル別の貸出回数では、１位が「文学」、２位が「児童」、３位が「技術・工学・工業」となっている。

なお、利用が多い年齢層としては、40～49 歳が 17.9%、50 歳から 59 歳が 16.0%となっており、６～12 歳の小学生は 8.0%、13～15 歳の中学生の利用は 1.0%となっている。

●こまえ電子図書館　ジャンル別閲覧割合（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

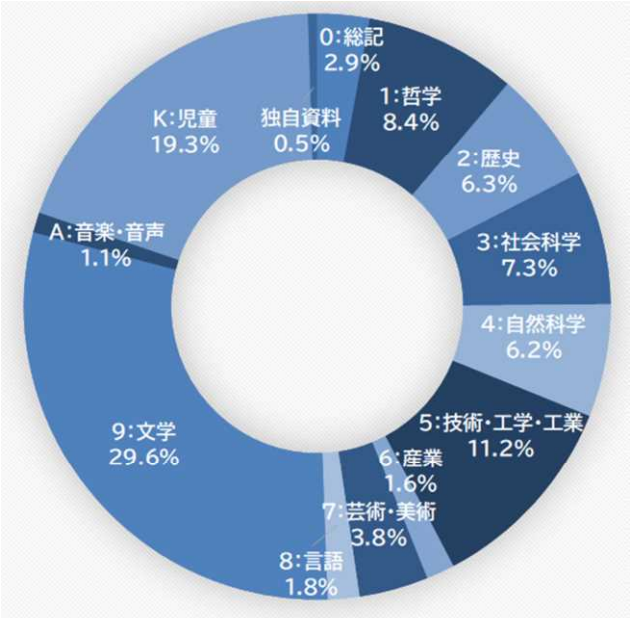

ジャンル	タイトル数		閲覧回数	
0:総記	195	1.5%	404	2.9%
1:哲学	264	2.1%	1,177	8.4%
2:歴史	486	3.8%	879	6.3%
3:社会科学	1,058	8.3%	1,032	7.3%
4:自然科学	346	2.7%	877	6.2%
5:技術・工学・工業	290	2.3%	1,575	11.2%
6:産業	147	1.1%	220	1.6%
7:芸術・美術	912	7.1%	536	3.8%
8:言語	175	1.4%	246	1.8%
9:文学	7,774	60.7%	4,164	29.6%
A:音楽・音声	259	2.0%	156	1.1%
K:児童	745	5.8%	2,713	19.3%
独自資料	165	1.3%	71	0.5%
合計	12,816冊	100.0%	14,050回	100.0%

１．電子書籍のメリット・デメリットを活かした所蔵について

電子書籍は原則２年、貸出回数 52 回の使用許諾契約であることから、図書館の所蔵として保管することはできず、また紙の書籍に比べて高価であること、紙媒体には掲載される図版が電子書籍には掲載されていない場合があること、絵本などの繊細な色使いや紙の質感は紙媒体でしか表すことができないことなどから、単に紙の書籍の代替として選書することは望ましくない。

また、電子書籍のページめくりなどの操作に対して、読みにくさや煩わしさが生じる場合があり、本のイメージから大きくかけ離れているように感じる利用者もいるのではないかと推察する。

一方で、利用に際し時間や場所を選ばないことや拡大・縮小、音声読み上げが可能なこと等、電子書籍だからこそのメリットも多く存在する。そのメリットを活かしながら選書・所蔵していくことが、肝要であると考える。

具体的には、なかなか図書館に足を運ぶことができないビジネスパーソン、高齢者施設の入居者、子育て世代等を対象とした書籍や、隙間時間に短時間で読める書籍、また対面では借りにくい書籍等、さまざまな特性を持つ利用者を想定した選書・所蔵を希望したい。

２．デジタル・ディバイドを意識した施策展開について

電子書籍は前述のとおり、文字の大きさを自由に変えられることから、とりわけ紙媒体の書籍に読みづらさを感じる高齢者にとって、利点が多いと考えられる。

そこで、デジタル・ディバイド※１を解消するための施策展開を希望する。例えば、「電子図書館の使い方講座」等を開き、利用者がデジタル機器への理解を深める機会を創出することを検討願いたい。図書館はアナログ資料の使い方のみならず、必要な情報に到達することのできるレフェラルサービス※２として、デジタル資料の使い方についても啓発していく必要があると考える。

３．こまえ電子図書館のＰＲについて

こまえ電子図書館の周知については、導入当初には、市報や図書館ホームページ、チラシの全戸配布等、ＰＲを実施したが、現在は図書館ホームページでのバナー、また図書貸出券の登録時に電子図書館の案内パンフレットを配布しているに留まっている。

ホームページや市ＳＮＳ、公式動画チャンネルなど、現在持っている広報ツールを有効に活用するとともに、令和８年に開館する新設図書館には、例えば現在図書館で貸し出しているタブレット端末を利用者が気軽に手に取ることができるようにした電子図書館のＰＲブースを設置するなど、電子図書館の利用を促進する取り組みを期待したい。

※１　デジタル・ディバイド・・・デジタル情報を利用できる人と利用できない人の情報格差
※２　レフェラルサービス・・・図書館利用者の依頼に応じ、利用者が必要とする情報源となり得る人もしくは機関・組織を知らせるサービス。図書館のレファレンスサービスでは十分に対応しきれない、専門的あるいは最新の課題についての情報提供のために行われることが多い